

令和8年第3回安平町議会臨時会議案

令和8年4月30日

安 平 町

令和8年第3回安平町議会臨時会 議事日程

令和8年4月30日開議

日 程	議案番号	付 議 案 件	発議者又は提案者
日程第1		仮議席の指定	臨時議長
日程第2		会議録署名議員の指名	〃
日程第3	選挙第1号	議長の選挙	〃
日程第4		会期の決定	議長
日程第5	選挙第2号	副議長の選挙	〃
日程第6		議席の指定	〃
日程第7		常任委員会委員の選任について	〃
日程第8		議会運営委員会委員の選任について	〃
日程第9		議会広報特別委員会の設置について	〃
日程第10		議会改革調査特別委員会の設置について	〃
日程第11	選挙第3号	安平・厚真行政事務組合議会議員の選挙	〃
日程第12	選挙第4号	胆振東部消防組合議会議員の選挙	〃
日程第13	選挙第5号	胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙	〃
日程第14		行政報告	町長
日程第15	承認第1号	専決処分事項の承認について（安平町税条例の一部を改正する条例の制定について）	〃
日程第16	承認第2号	専決処分事項の承認について（安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	〃
日程第17	承認第3号	専決処分事項の承認について（令和7年度安平町一般会計補正予算（第10号）について）	〃
日程第18	承認第4号	専決処分事項の承認について（令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について）	〃

日 程	議案番号	付 議 案 件	発議者又は提案者
日程第 1 9	承認第 5 号	専決処分事項の承認について（令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について）	町長
日程第 2 0	承認第 6 号	専決処分事項の承認について（令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）について）	〃
日程第 2 1	承認第 7 号	専決処分事項の承認について（令和 7 年度安平町下水道事業会計補正予算（第 7 号）について）	〃
日程第 2 2	承認第 8 号	専決処分事項の承認について（令和 8 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）	〃
日程第 2 3	議案第 1 号	安平町教育委員会委員の任命の同意について	〃
日程第 2 4	議案第 2 号	安平町教育委員会委員の任命の同意について	〃
日程第 2 5	議案第 3 号	安平町監査委員の選任の同意について	〃
日程第 2 6	議案第 4 号	安平町監査委員の選任の同意について	〃
日程第 2 7	議案第 5 号	令和 8 年度安平町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	〃

選挙第1号

議長の選挙

地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行う。

議 長 _____ 君

選挙第2号

副議長の選挙

地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行う。

副議長 _____ 君

議席の指定

議席	氏名	議席	氏名
1		7	
2		8	
3		9	
4		10	
5		11	
6		12	

常任委員会委員の選任について

総務常任委員（6人）

氏 名	氏 名

経済常任委員（6人）

氏 名	氏 名

議会運営委員会委員の選任について

委 員（5人）

氏 名	氏 名

議会広報特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会広報特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会広報特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び安平町議会委員会条例第 5 条
- 3 目 的 議会の活動状況や審議の内容及び議員の対応などを広く町民に周知するため、議会広報紙の編集・発行及び広報に関する調査を行うことを目的に設置する。
- 4 委員の定数 6 人（議長を除く議員で構成する。）
- 5 委員の任期 前期・後期各 2 年とし再任はできないものとする。
ただし、副議長については再任を認めるものとする。
- 6 設置期間 本特別委員会の設置期間は、令和 12 年 4 月 22 日までとし、議会の閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。

議会広報特別委員会委員の選任

委員（6人）

氏名	氏名

議会改革調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会改革調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会改革調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条及び安平町議会委員会条例第 5 条
- 3 目 的 安平町議会基本条例第 2 条第 3 項の規定に基づき、議会改革を継続することを目的に設置する。
- 4 委員の定数 11 人（議長を除く全議員で構成）
- 5 設置期間 本特別委員会の設置期間は、令和 12 年 4 月 22 日までとし、議会の閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。

選挙第3号

安平・厚真行政事務組合議会議員の選挙

安平・厚真行政事務組合同規約第5条第2項の規定により、当該組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき議員の数2人

君

君

選挙第 4 号

胆振東部消防組合議会議員の選挙

胆振東部消防組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、当該組合同議会議員の選挙を行う。

選挙すべき議員の数 2 人

君

君

選挙第5号

胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙

胆振東部日高西部衛生組合同規約第5条第2項の規定により、当該組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき議員の数2人

君

君

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 30 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町税条例の一部を改正する条例の制定について

安平町専決処分第3号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

安平町税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

安平町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 8 号

安平町税条例の一部を改正する条例

安平町税条例（平成18年安平町条例第69号）の一部を次のように改正する。

第18条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第81条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第33条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「特定配当等いう。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第36条の 2 第 1 項ただし書中「及び第36条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第36条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第36条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 4 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第36条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第 1 項第 1 号に掲げる者であつて、特定配偶者

(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)(又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)(若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)(若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条の前の見出し及び同条、第85条（見出しを含む。）並びに第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とし、同条に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付する。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改め

る。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第18項を第15項とし、第19項を第16項とし、同条に次の1項を加える。

17 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、次の1項を加える。

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る

補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）」を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、 月 日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる

者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地

に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則

第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19

条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の安平町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の安平町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の安平町税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の安平町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個

人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(安平町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 安平町税条例等の一部を改正する条例(平成26年9月30日安平町条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

関係条項	改正内容	施行期日
第18条の3	【納税証明事項】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第19条二三	【納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第33条	【所得割の課税標準】 ○ 法改正にあわせて改正 ※ 特定大口株主配当等の特定配当等への追加	令和8年4月1日
第34条の7	【寄附金税額控除】 ○ 法改正にあわせて改正 ※ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正	令和10年1月1日
第36条の2	【町民税の申告】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 項ずれの反映 ○ 規定の整備	令和9年1月1日
第36条の3の2	【個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】 ○ 法律改正にあわせて改正 項ずれの反映	令和9年1月1日
第36条の3の3	【個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正	令和9年1月1日
第63条	【固定資産税の免税点】 ○ 法律改正にあわせて改正	令和9年4月1日
第80条①～③	【軽自動車税の納税義務者等】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第81条①～④	【軽自動車税のみなす課税】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第81条の3	【環境性能割の課税標準】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第81条の4	【環境性能割の税率】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日

関係条項	改正内容	施行期日
第81条の5	【環境性能割の徴収の方法】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第81条の6①②	【環境性能割の申告納付】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第81条の7①～③	【環境性能割に係る不申告等に関する過料】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第81条の8①②	【環境性能割の減免】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第82条	【種別割の税率】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第83条①②	【種別割の賦課期日及び納期】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第85条	【種別割の徴収の方法】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第86条	【種別割の証紙徴収の手続】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第87条①～③	【種別割に関する申告又は報告】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第88条	【種別割に係る不申告等に関する過料】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第89条①～③	【種別割の減免】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第90条①②④⑤	【身体障害者等に対する種別割の減免】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
第91条②⑦	【原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	令和8年4月1日
附則第6条	【特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例】	令和9年1月1日

関係条項	改正内容	施行期日
	○ 法律改正にあわせて改正 適用期限の延長に伴う改正	
附則第7条の3	【個人の町民税の住宅借入金特別税額控除】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第5条の4の削除に伴う改正	令和8年4月1日
附則第7条の3 の2	【個人の町民税の住宅借入金特別税額控除】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備及び適用期限の延長に伴う改正	令和9年1月1日
附則第7条の4	【寄附金税額控除における特例控除額の特例】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正 ※ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備	令和10年1月1日
附則第8条	【肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備及び適用期限の延長に伴う改正	令和8年4月1日
附則第9条の2	○ 法改正にあわせて改正 ※ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正	令和10年1月1日
附則第10条の2	【法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合】 ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 改修特別特定建築物に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設。 ※ 項ズレの反映 ○ 条例(例)の項ズレによる改正	令和8年4月1日
附則第10条の3	【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】 ○ 法令改正にあわせて改正	令和8年4月1日
附則第10条の4	【令和二年七月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】 ○ 法令改正にあわせて改正 ○ 規定の整備	令和8年4月1日
附則第10条の5	【令和六年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】 ○ 法規定の新設にあわせて新設 ※ 令和六年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定。	令和8年4月1日

関係条項	改正内容	施行期日
附則第13条の4	<p>【住宅用地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の減額】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 令和7年度分の税額を算定するにあたり、特例措置が適用される土地について、令和8年改正前の法による特例率を乗じることとする改正。</p>	令和8年4月1日
附則第15条の2 ①～④	<p>【軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	令和8年4月1日
附則第15条の3	<p>【軽自動車税の環境性能割の減免の特例】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	令和8年4月1日
附則第15条の4	<p>【軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	令和8年4月1日
附則第15条の5	<p>【軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	令和8年4月1日
附則第15条の6 ①②	<p>【軽自動車税の環境性能割の税率の特例】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	令和8年4月1日
附則第16条①～ ④	<p>【軽自動車税の種別割の税率の特例】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	令和8年4月1日
附則第16条の2 ①～③	<p>【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正</p>	令和8年4月1日
附則第16条の3	<p>【上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 やまなし</p>	令和8年4月1日
附則第16条の4	<p>【土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備</p>	令和8年4月1日
附則第17条	<p>【長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備</p>	令和8年4月1日
附則第17条の2	<p>【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例】</p> <p>○ 法律改正にあわせて改正</p> <p>※ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡</p>	令和10年1月1日

関係条項	改正内容	施行期日
	所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正	
附則第18条	<p>【短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日
附則第19条	<p>【一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日
附則第19条の3	<p>【特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法規定の新設にあわせて新設 ※ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設 	※金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の一月一日施行
附則第20条	<p>【先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日
附則第20条の2	<p>【特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日
附則第20条の3	<p>【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第5条の4の削除に伴う所用の整備 	令和8年4月1日

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 4 月 30 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

安平町専決処分第4号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 9 号

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安平町国民健康保険税条例（平成18年安平町条例第107号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。)の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条第 2 項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額（（所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額）（（所得割額及び被保険者均等割額））の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第 3 条第 1 項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7.5」を「100分の7.21」に改める。

第 5 条中「2万8,000円」を「2万6,900円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「条の 3」の次に「、第 9 条の 7」を加え、「3万2,000円」を「3

万1,000円」に改め、同条第2号中「1万6,000円」を「1万5,500円」に改め、同条第3号中「2万4,000円」を「2万3,250円」に改める。

第9条の3の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円
- (2) 特定世帯 500円
- (3) 特定継続世帯 750円

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、同項中「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「1万9,600円」を「1万8,830円」に改め、同号イ(ア)中「2万2,400円」を「2万1,700円」に改め、同号イ(イ)中「1万1,200円」を「1万850円」に改め、同号イ(ウ)中「1万6,800円」を「1万6,275円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (イ) 特定世帯 350円
- (ウ) 特定継続世帯 525円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「1万4,000円」を「1万3,450円」に改め、同号イ（ア）中「1万6,000円」を「1万5,500円」に改め、同号イ（イ）中「8,000円」を「7,750円」に改め、同号イ（ウ）中「1万2,000円」を「1万1,625円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円
- (イ) 特定世帯 250円
- (ウ) 特定継続世帯 375円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「5,600円」を「5,380円」に改め、同号イ（ア）中「6,400円」を「6,200円」に改め、同号イ（イ）中「3,200円」を「3,100円」に改め、同号イ（ウ）中「4,800円」を「4,650円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

第23条第2項第1号ア中「4,200円」を「4,035円」に改め、同号イ中「7,000円」を「6,725円」に改め、同号ウ中「1万1,200円」を「1万760円」に改め、同号エ中「1万4,000円」を「1万3,450円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第23条第3項中「及び」を「並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6（(第9条の5)）の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の7（(第9条の6)）の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納

税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第5項、第6項及び第8項から第11項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第12項及び第13項中「条、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附則第14項及び第15項中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の安平町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

■国民健康保険税税率の改定案

区分		令和7年度	令和8年度
医療分	所得割	7.5%	7.21%
	資産割	51%	-
	均等割	28,000円	26,900円
	平等割	32,000円	31,000円
後期支援分	所得割	3.6%	3.6%
	資産割	5.4%	-
	均等割	10,000円	10,000円
	平等割	13,000円	13,000円
介護分	所得割	1.9%	1.9%
	資産割	10.0%	-
	均等割	10,000円	10,000円
	平等割	9,500円	9,500円
子ども 子育て支援分	所得割	-	0.29%
	均等割	-	1,000円
	18歳以上均等割	-	100円
	平等割	-	1,000円

○所得割～被保険者それぞれの総所得金額等から基礎控除43万円を控除した額に税率を乗じた額

○均等割～被保険者1人あたり（未就学児は半額）

○平等割～1世帯あたり

※18歳以上均等割（子ども子育て支援金分のみ）

18歳未満被保険者は均等割について全額軽減のため、18歳未満被保険者の軽減された均等割総額を18歳以上被保険者で負担するもの

■安平町国民健康保険税条例の改正内容

関係条項	改正内容	施行期日
第2条	【課税額】 令改正に合わせて改正 課税限度額の引上げ	令和8年4月1日
第3条	【国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額】 税率の改正 医療給付費分の改正	令和8年4月1日
第5条	【国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額】 税率の改正 医療給付費分の改正	令和8年4月1日

関係条項	改正内容	施行期日
第9条の4～ 第9条の7	【子ども・子育て支援納付金課税額】 法改正に合わせて改正 子ども・子育て支援納付金課税額の設定	令和8年4月1日
第23条	【国民健康保険税の減額】 令改正に合わせて改正 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し	令和8年4月1日
附則第5項～ 附則第15項”	【国民健康保険税の課税の特例】 法改正に合わせて改正 子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の措置	令和8年4月1日

承認第3号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町一般会計補正予算（第10号）について

安平町専決処分第5号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和7年度安平町一般会計補正予算（第10号）について（別紙）

専決第5号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第10号）

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135,308千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,607,613千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和8年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町税		2,085,982	12,910	2,098,892
	1. 町民税	1,023,522	1,976	1,025,498
	2. 固定資産税	978,366	8,780	987,146
	3. 軽自動車税	23,949	2,154	26,103
2. 地方譲与税		114,037	242	114,279
	1. 地方揮発油譲与税	24,634	△1,683	22,951
	2. 自動車重量譲与税	73,739	2,522	76,261
	3. 森林環境譲与税	15,664	△597	15,067
3. 利子割交付金		554	3,043	3,597
	1. 利子割交付金	554	3,043	3,597
4. 配当割交付金		5,005	3,426	8,431
	1. 配当割交付金	5,005	3,426	8,431
5. 株式譲渡所得割交付金		5,344	9,703	15,047
	1. 株式譲渡所得割交付金	5,344	9,703	15,047
6. 法人事業税交付金		17,832	2,426	20,258
	1. 法人事業税交付金	17,832	2,426	20,258
7. 地方消費税交付金		205,524	20,391	225,915
	1. 地方消費税交付金	205,524	20,391	225,915
8. ゴルフ場利用税交付金		41,367	2,824	44,191
	1. ゴルフ場利用税交付金	41,367	2,824	44,191
9. 環境性能割交付金		8,696	3,238	11,934
	1. 環境性能割交付金	8,696	3,238	11,934
11. 地方特例交付金		4,448	54	4,502
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	54	54
12. 地方交付税		2,804,518	31,200	2,835,718
	1. 地方交付税	2,804,518	31,200	2,835,718
13. 交通安全対策特別交付金		978	△146	832

	1. 交通安全対策特別交付金	978	△146	832
15. 使用料及び手数料		205,702	140	205,842
	1. 使用料	201,975	190	202,165
	2. 手数料	3,727	△50	3,677
16. 国庫支出金		824,548	△3,966	820,582
	1. 国庫負担金	429,871	△7,157	422,714
	2. 国庫補助金	364,893	2,744	367,637
	3. 委託金	29,784	447	30,231
17. 道支出金		540,629	△488	540,141
	1. 道負担金	229,034	△45	228,989
	2. 道補助金	292,647	△443	292,204
18. 財産収入		61,226	7,861	69,087
	1. 財産運用収入	19,402	90	19,492
	2. 財産売払収入	41,824	7,771	49,595
19. 寄付金		552,946	5,070	558,016
	1. 寄付金	552,946	5,070	558,016
20. 繰入金		660,592	△208,651	451,941
	1. 基金繰入金	659,204	△208,651	450,553
22. 諸収入		146,157	1,915	148,072
	3. 受託事業収入	13,124	314	13,438
	4. 雑入	92,870	1,601	94,471
23. 町債		352,000	△26,500	325,500
	1. 町債	352,000	△26,500	325,500
歳 入 合 計		8,742,921	△135,308	8,607,613

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,227,990	28,614	1,256,604
	1. 総務管理費	1,160,703	29,375	1,190,078
	3. 戸籍住民基本台帳費	2,908	△675	2,233
	5. 統計調査費	17,321	△86	17,235
3. 民生費		1,687,420	△19,515	1,667,905
	1. 社会福祉費	1,078,426	△18,740	1,059,686
	2. 児童福祉費	608,994	△775	608,219
4. 衛生費		540,024	△6,040	533,984
	1. 保健衛生費	198,651	△6,040	192,611
6. 農林水産業費		396,789	△13,500	383,289
	1. 農業費	364,399	△12,191	352,208
	2. 林業費	32,390	△1,309	31,081
7. 商工費		497,103	△27,231	469,872
	1. 商工費	497,103	△27,231	469,872
8. 土木費		1,065,815	△68,126	997,689
	2. 道路橋りょう費	397,058	△57,701	339,357
	3. 河川費	43,931	△3,003	40,928
	4. 都市計画費	509,509	△7,422	502,087
10. 教育費		848,978	△24,485	824,493
	1. 教育総務費	380,487	△13,900	366,587
	5. 社会教育費	188,681	△1,204	187,477
	6. 保健体育費	252,715	△9,381	243,334
12. 給与費		1,170,097	△5,025	1,165,072
	1. 給与費	1,170,097	△5,025	1,165,072
歳出合計		8,742,921	△135,308	8,607,613

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
デジタルエデュケーション事業	1,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式の借入については、この限りでない。)	政府資金については、その融資条件により、金融機関による場合は債権者との協定による。 ただし、財政の都合により償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利債に借替えることができる。	1,300	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
合併処理浄化槽設置事業	2,200				1,000			
遠浅酪農2号線改良舗装事業	49,000				23,900			
河川浚渫推進事業	3,400				3,300			
合 計	56,000				29,500			

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	2,085,982	12,910	2,098,892
2. 地方譲与税	114,037	242	114,279
3. 利子割交付金	554	3,043	3,597
4. 配当割交付金	5,005	3,426	8,431
5. 株式譲渡所得割交付金	5,344	9,703	15,047
6. 法人事業税交付金	17,832	2,426	20,258
7. 地方消費税交付金	205,524	20,391	225,915
8. ゴルフ場利用税交付金	41,367	2,824	44,191
9. 環境性能割交付金	8,696	3,238	11,934
10. 国有提供施設所在市町村交付金	32,667		32,667
11. 地方特例交付金	4,448	54	4,502
12. 地方交付税	2,804,518	31,200	2,835,718
13. 交通安全対策特別交付金	978	△146	832
14. 分担金及び負担金	4,650		4,650
15. 使用料及び手数料	205,702	140	205,842
16. 国庫支出金	824,548	△3,966	820,582
17. 道支出金	540,629	△488	540,141
18. 財産収入	61,226	7,861	69,087
19. 寄付金	552,946	5,070	558,016
20. 繰入金	660,592	△208,651	451,941
21. 繰越金	67,519		67,519
22. 諸収入	146,157	1,915	148,072
23. 町債	352,000	△26,500	325,500
歳入合計	8,742,921	△135,308	8,607,613

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	49,404		49,404				
2. 総務費	1,227,990	28,614	1,256,604	1,977	△100	8,342	18,395
3. 民生費	1,687,420	△19,515	1,667,905	△9,065		746	△11,196
4. 衛生費	540,024	△6,040	533,984	1,968	△1,200	△3,686	△3,122
5. 労働費	11,923		11,923				
6. 農林水産業費	396,789	△13,500	383,289	△2,094		△9,916	△1,490
7. 商工費	497,103	△27,231	469,872	△708		△31,695	5,172
8. 土木費	1,065,815	△68,126	997,689		△25,200	△1,683	△41,243
9. 消防費	363,292	0	363,292	1,036			△1,036
10. 教育費	848,978	△24,485	824,493	2,091		△1,362	△25,214
11. 公債費	877,086	0	877,086			13,133	△13,133
12. 給与費	1,170,097	△5,025	1,165,072	341			△5,366
13. 予備費	7,000		7,000				
歳出合計	8,742,921	△135,308	8,607,613	△4,454	△26,500	△26,121	△78,233

承認第4号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

安平町専決処分第6号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について（別紙）

専決第6号

令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99,557千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ787,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		198,946	△878	198,068
	1. 国民健康保険税	198,946	△878	198,068
2. 道支出金		610,245	△97,884	512,361
	1. 道負担金	610,244	△97,884	512,360
6. 国庫支出金		3,249	△795	2,454
	1. 国庫補助金	3,249	△795	2,454
歳入合計		886,958	△99,557	787,401

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		8,882	△1,179	7,703
	1. 総務管理費	8,476	△1,179	7,297
2. 保険給付費		597,396	△98,337	499,059
	1. 療養諸費	516,818	△79,487	437,331
	2. 高額療養費	78,747	△18,850	59,897
6. 保健事業費		9,938	△123	9,815
	1. 保健事業費	9,938	△123	9,815
9. 基金積立金		18,925	82	19,007
	1. 基金積立金	18,925	82	19,007
歳出合計		886,958	△99,557	787,401

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	198,946	△878	198,068
2. 道支出金	610,245	△97,884	512,361
3. 繰入金	64,466		64,466
4. 繰越金	9,910		9,910
5. 諸収入	142		142
6. 国庫支出金	3,249	△795	2,454
歳入合計	886,958	△99,557	787,401

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	8,882	△1,179	7,703	△795			△384
2. 保険給付費	597,396	△98,337	499,059	△98,337			
3. 国民健康保険事業費納付金	249,070		249,070				
4. 共同事業拠出金	1		1				
5. 財政安定化基金拠出金	1		1				
6. 保健事業費	9,938	△123	9,815	△38			△85
7. 諸支出金	1,745		1,745				
8. 予備費	1,000		1,000				
9. 基金積立金	18,925	82	19,007				82
歳 出 合 計	886,958	△99,557	787,401	△99,170			△387

承認第5号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について

安平町専決処分第7号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について（別紙）

専決第7号

令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ424千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169,963千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		128,791	△274	128,517
	1. 後期高齢者医療保険料	128,791	△274	128,517
2. 繰入金		40,358	△152	40,206
	1. 一般会計繰入金	40,358	△152	40,206
3. 諸収入		2	2	4
	3. 雑入	0	2	2
歳入合計		170,387	△424	169,963

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		853	△26	827
	1. 総務管理費	853	△26	827
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		169,011	△274	168,737
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	169,011	△274	168,737
3. 保健事業費		313	△19	294
	1. 保健事業費	313	△19	294
4. 諸支出金		110	△105	5
	1. 償還金及び還付加算金	110	△105	5
歳出合計		170,387	△424	169,963

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	128,791	△274	128,517
2. 繰入金	40,358	△152	40,206
3. 諸収入	2	2	4
4. 繰越金	906		906
5. 国庫支出金	330		330
歳入合計	170,387	△424	169,963

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	853	△26	827				△26
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	169,011	△274	168,737				△274
3. 保健事業費	313	△19	294				△19
4. 諸支出金	110	△105	5				△105
5. 予備費	100		100				
歳 出 合 計	170,387	△424	169,963				△424

承認第6号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について

安平町専決処分第8号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について（別紙）

専決第8号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）

令和7年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,089,743千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

(保 險 事 業 勘 定)

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		251,130	△303	250,827
	1. 国庫負担金	164,388	△303	164,085
6. 道支出金		117,115	624	117,739
	1. 道負担金	107,903	624	108,527
7. 繰入金		146,746	131	146,877
	1. 一般会計繰入金	140,245	131	140,376
歳入合計		1,089,291	452	1,089,743

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		734,952	1,046	735,998
	1. 介護サービス等諸費	656,033	1,046	657,079
5. 予備費		237,805	△594	237,211
	1. 予備費	237,805	△594	237,211
歳出合計		1,089,291	452	1,089,743

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	167,609		167,609
2. 分担金及び負担金	6,648		6,648
3. 使用料及び手数料	1		1
4. 国庫支出金	251,130	△303	250,827
5. 支払基金交付金	215,284		215,284
6. 道支出金	117,115	624	117,739
7. 繰入金	146,746	131	146,877
8. 繰越金	184,691		184,691
9. 諸収入	67		67
歳入合計	1,089,291	452	1,089,743

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	36,688		36,688				
2. 保険給付費	734,952	1,046	735,998	624		131	291
3. 地域支援事業費	57,537		57,537				
4. 諸支出金	22,309		22,309				
5. 予備費	237,805	△594	237,211				△594
歳 出 合 計	1,089,291	452	1,089,743	624		131	△303

承認第7号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第7号）について

安平町専決処分第9号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第7号）について（別紙）

専決第9号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第7号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の下水道事業会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	650,615千円	△23,658千円	626,957千円
第1項 営業収益	113,344千円	0千円	113,344千円
第2項 営業外収益	537,271千円	△23,658千円	513,613千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	636,615千円	0千円	636,615千円
第1項 営業費用	595,700千円	0千円	595,700千円
第2項 営業外費用	40,411千円	0千円	40,411千円
第3項 特別損失	4千円	0千円	4千円
第4項 予備費	500千円	0千円	500千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を削除し、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	439,614千円	18,355千円	457,969千円
第1項 企業債	193,600千円	0千円	193,600千円
第2項 補助金	46,616千円	14,963千円	61,579千円

第3項	負担金及び分担金	2,069千円	0千円	2,069千円
第4項	他会計負担金	197,329千円	3,392千円	200,721千円
支	出			
	科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款	資 本 的 支 出	457,062千円	0千円	457,062千円
第1項	建 設 改 良 費	103,576千円	0千円	103,576千円
第2項	企 業 債 償 還 金	352,870千円	0千円	352,870千円
第3項	固 定 資 産 購 入 費	616千円	0千円	616千円

(企業債)

第4条 予算第6条の表中に定めた下水道事業債の限度額「203,200千円」を「202,600千円」に改める。

令和8年3月31日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和 7年度 安平町下水道事業会計補正予算実施計画第7号

(収益的収入及び支出)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業収益			650,615	23,058	627,557	
	2. 営業外収益		537,271	23,058	514,213	
		2. 他会計負担金	41,594	571	42,165	
		3. 他会計補助金	137,003	23,629	113,374	

(資本的収入及び支出)

(収入の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			439,614	18,355	457,969	
	2. 補助金		46,616	14,963	61,579	
		2. 他会計補助金	4,700	14,963	19,663	
	4. 他会計負担金		197,329	3,392	200,721	
		1. 他会計負担金	197,329	3,392	200,721	

承認第8号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

安平町専決処分第 10 号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年4月1日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について（別紙）

専決第10号

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ849,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月1日専決

安平町長 及 川 秀一郎

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		75,342	5,220	80,562
	2. 基金繰入金	13,000	5,220	18,220
歳入合計		843,939	5,220	849,159

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国民健康保険事業費納付金		247,774	5,220	252,994
	4. 子ども・子育て支援納付金分	0	5,220	5,220
歳出合計		843,939	5,220	849,159

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	179,797	0	179,797
2. 道支出金	588,794		588,794
3. 繰入金	75,342	5,220	80,562
4. 繰越金	1		1
5. 諸収入	5		5
歳入合計	843,939	5,220	849,159

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	6,327		6,327				
2. 保険給付費	575,706		575,706				
3. 国民健康保険事業費納付金	247,774	5,220	252,994				5,220
4. 共同事業拠出金	1		1				
5. 財政安定化基金拠出金	1		1				
6. 保健事業費	11,766		11,766				
7. 諸支出金	1,364		1,364				
8. 予備費	1,000		1,000				
歳 出 合 計	843,939	5,220	849,159				5,220

議案第 1 号

安平町教育委員会委員の任命の同意について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 4 月 30 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町教育委員会委員の任期が満了する者
佐々木 望 令和 8 年 5 月 1 日満了
- 2 安平町教育委員会委員に任命しようとする者
佐々木 望 令和 8 年 5 月 2 日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町教育委員会委員として、上記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

佐々木 望 氏 略歴

住 所



生年月日



職 業



略 歴



現在

自 平成24年 7 月 1 日 安平町給食センター運営委員

至 平成26年 6 月30日

自 平成30年 5 月 2 日 安平町教育委員会委員

至 現在

<参考資料>

現委員の構成

	氏名	住所	性別	年齢	任期
教育長	井内 聖		■	■	自 令和6年5月2日 至 令和9年5月1日
委員	山根 弘文		■	■	自 令和2年5月2日 至 令和10年5月1日
委員	守屋 竜起		■	■	自 令和3年5月2日 至 令和11年5月1日
委員	佐々木 望		■	■	自 平成30年5月2日 至 令和8年5月1日
委員	廣川 由香里		■	■	自 令和4年5月2日 至 令和8年5月1日

*年齢は4月30日現在としています。

議案第2号

安平町教育委員会委員の任命の同意について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町教育委員会委員の任期が満了する者
廣 川 由香里 令和8年5月1日満了
- 2 安平町教育委員会委員に任命しようとする者
廣 川 由香里 令和8年5月2日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町教育委員会委員として、上記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

廣 川 由香里 氏 略歴

住 所



生年月日



職 業



略 歴



現在

自 平成26年 7 月 1 日 早来小学校学校運営協議会委員
至 平成28年 6 月30日
自 平成29年 6 月 1 日 早来中学校学校運営協議会委員
至 令和元年 5 月31日
自 令和 4 年 5 月 2 日 安平町教育委員会委員
至 現在

<参考資料>

現委員の構成

	氏名	住所	性別	年齢	任期
教育長	井内 聖		■	■	自 令和6年5月2日 至 令和9年5月1日
委員	山根 弘文		■	■	自 令和2年5月2日 至 令和10年5月1日
委員	守屋 竜起		■	■	自 令和3年5月2日 至 令和11年5月1日
委員	佐々木 望		■	■	自 平成30年5月2日 至 令和8年5月1日
委員	廣川 由香里		■	■	自 令和4年5月2日 至 令和8年5月1日

*年齢は4月30日現在としています。

議案第3号

安平町監査委員の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

安平町監査委員に選任しようとする者

小 川 誠 一（識見を有する者）

（提案理由）

安平町監査委員として、上記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

小 川 誠 一 氏 略 歴

住 所



生年月日



職 業



略 歴



昭和52年4月	追分町事務吏員 議会事務局書記
昭和54年4月	追分町 民生課国保年金係
昭和55年7月	追分町 民生課保健衛生係
昭和60年11月	追分町 産業課農政係
平成3年1月	追分町 産業課農政係主任
平成3年5月	追分町 税務課納税係長
平成5年7月	追分町 商工観光課商工労働係長
平成8年1月	追分町 商工観光課課長補佐
平成8年7月	追分町 ふるさと活性課主幹
平成9年4月	追分町教育委員会 給食センター主幹
平成10年5月	追分町 税務課主幹
平成14年10月	追分町 総務課主幹
平成17年11月	追分町 ふるさと活性課主幹
平成18年3月	追分住民総合相談室 課長補佐
平成19年10月	安平町農業委員会次長
平成20年4月	農業委員会事務局次長
平成22年10月	農業委員会事務局長
平成25年4月	議会事務局長
平成30年4月	総務課付課長 社会福祉法人安平町社会福祉協議会派遣
平成31年3月	定年退職
平成31年4月	安平町再任用職員 社会福祉法人安平町社会福祉協議会派遣
令和3年3月	退職

自 令和4年5月 安平町監査委員

至 現在

議案第4号

安平町監査委員の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

安平町監査委員に選任しようとする者

工 藤 秀 一 (安平町議会議員)

(提案理由)

安平町監査委員として、上記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

工 藤 秀 一 氏 略 歴

住 所



生年月日



職 業



略 歴



自 平成30年 4 月23日 安平町議会議員
至 現 在

自 平成30年 5 月 1 日 安平町民生委員推薦会委員
至 令和 4 年 4 月22日

自 令和 4 年 5 月 1 日 安平町都市計画審議会委員
至 令和 8 年 4 月22日

議案第5号

令和8年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和8年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀 一 郎

（提案理由）

令和8年4月1日付けの人事異動に伴う職員給料等の増額により、令和8年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第5号

令和8年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度安平町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	574,770千円	0千円	574,770千円
第1項 営業収益	112,136千円	0千円	112,136千円
第2項 営業外収益	462,634千円	0千円	462,634千円

支 出

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	585,600千円	4,237千円	589,837千円
第1項 営業費用	543,355千円	4,237千円	547,592千円
第2項 営業外費用	41,741千円	0千円	41,741千円
第3項 特別損失	4千円	0千円	4千円
第4項 予備費	500千円	0千円	500千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条に定めた経費の予定額を次のように改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	38,699千円	3,991千円	42,690千円

令和8年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和 8年度 安平町下水道事業会計補正予算実施計画第1号

(収益的収入及び支出)

(支出の部)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 下水道事業費用			585,600	4,237	589,837	
	1. 営業費用		543,355	4,237	547,592	
		1. 管渠費	54,818	4,237	59,055	